

# 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間 及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

## 1. 基本的な考え方

- 東日本大震災により市町村が要介護認定等の更新に係る事務を行うことが困難となっている状況に鑑み、被災市町村からの要望を踏まえ、要介護認定等に係る有効期間を延長し、市町村の事務負担を軽減する。

## 2. 具体的内容

- 東日本大震災に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)内に住所を有する被保険者に係る要介護認定等に係る介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に規定する有効期間について、12月間(市町村が特に必要と認める場合にあっては、12月間までの範囲内で市町村が定める期間(12月間を除く。))延長する。

## 3. 対象

- 上記区域内に住所を有する要介護認定等を受けている被保険者であって、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に有効期間が満了する被保険者。



卷

令

○法務省令第十九号  
法務省設置法(平)

○法務省令第十九号  
法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第一項、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第七条(他の法令の規定において準用する場合を含む)、商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第二条(他の法令の規定において準用する場合を含む)、公證人法(明治四十一年法律第五十三号)第十条第二項並びに人權保護委員員法(昭和十四年法律第二百三十九号)第十六条第一項及び第十一条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のようて定める。

平成二十三年五月二十七日 法務大臣 江田 春月  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

**第一条** 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表秋田地方法務局の部横手支局の款を削り、同部大曲支局の款同支局の項管轄区域欄中「大仙市」を「横手市」へ改める。

市」を「大仙市」に改める。

第三条中第一項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。  
二、(六)他方事務局所長支局及び在支局の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十一条  
二、(六)他方事務局所長支局及び在支局の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十一条

第一項の規定による交付の請求に係る事務を除く。は、さいたま地方法務局で取り扱わせる。

**第十三條第一項中「明石支局」の下は、** 龍野支局 **和原支局** を加える。  
**第二十一条中「小松支局」を「七尾支局、小松支局及び輪島支局」に、「及び」を「並びに」に改**

第三十九条第一項中「及び湯沢支局」を「湯沢支局及び大曲支局」に改め、同条第二項中「横  
める。

手支局」を「大曲支局」に改める。第三十九条を次のように改める。

**第三十九条** 青森地方法務局八戸支局及び五所川原支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十九条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、青森地方法務局で取扱つれる。

**第三条** 公証人定員規則(昭和十四年法務府令第十号)の一部を次のように改正する。

別表秋田の項中  
横手 一 を削る。

第四条 人権擁護委員協議会 人権擁護委員連合会及び全國人権擁護委員連合会組織規程（昭和十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項目欄を次のように改める。

さいたがま地方行政局の戸籍及び公課に関する事務局別表第一大宮人権擁護委員協議会の項を削る。

別表第一 越谷人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

さいたま地方法務局越谷支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

## 附則

この省令は、平成二十三年六月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それそれ当該各号に定める日から施行する。

三年六月六日  
第二条中登記事務委任規則第二十九条の改正規定 平成二十三年六月三日

卷之三

○厚生労働省令第六十五号  
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項並びに薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第一条、第三条第一項、第五条及び第六条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

前項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。  
この省令は、公布の日から施行する。

# 告示

## 示

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

第一号の表四百六十八号の項中

八王子市から北本市まで

八王子市から北本市まで

久喜市菖蒲町から同市下早見ま

に改め、同表四百九十九号の項中「同町真名」を「同町赤」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年五月二十八日から施行する。ただし、第一号の表四百六十八号の項の改正規定は、平成二十三年五月二十九日から施行する。

○総務省告示第百九十六号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第一百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

第一号の表を次のように改める。

無線局の名称 しおかぜ	呼出名称 しおかぜ	電波の型式及び周波数 (KHz)	送信時刻（中央標準時による）
A 三 E	A 三 E	五、九五五	午前五時から午前八時まで
A 三 E	A 三 E	五、九六五	午後十時三十分から午後十一時三十分
六、〇四五	六、〇四五	五、九八五	午後十時三十分から午後十一時三十分
六 一三五	六 一三五	五、九八五	午後十時三十分から午後十一時三十分

○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）、第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年五月二十七日

政治資金適正化委員会委員長

上田 廣一

登録番号 氏名  
三五〇三 阿部 隆雄  
一一九三 押野 誠一  
一一九三 政治資金規正法第十九条の二十二第一項第一号

登録番号 氏名  
三五〇三 阿部 隆雄  
一一九三 押野 誠一  
一一九三 政治資金規正法第十九条の二十二第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第三十一号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年五月二十七日

政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 登録年月日 氏名  
三九三 一三九 四二八 石川 和道  
三九三 一三九 四二八 後藤 千恵  
三九四 一三九 四二八 横田 寛  
三九五 一三九 四二八 吉田 節輔  
三九六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
三九六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
三九七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
三九八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
三九九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四〇九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四一九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四二九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四三九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四四九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四五九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四六九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四七九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四八九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
四九九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一六 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一七 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一八 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一九 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一〇 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一一 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一二 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一三 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一四 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年月日 氏名  
五一五 一三九 四二八 中村 節輔

登録番号 登録年